

# 令和6年度外国人材確保支援事業業務委託 仕様書

## 1 事業目的

少子高齢化により、県内の生産年齢人口（15～64歳）は、2040年には2000年から約44万人減少すると予測されており、2040年に必要とされる労働需要数に対して約22万人が不足する深刻な労働力不足となる見込みであるなか、外国人など多様な人材を活用して労働力不足を補い、県内産業の維持・発展につなげることが求められています。

このため、本県では、将来の幹部候補生や企業の生産性向上等の業務を担う高度外国人材の採用をめざす県内中小企業等を支援するため、海外において合同面接会を開催し、現地の大学生等と県内企業とのマッチング機会を創出します。

## 2 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

## 3 業務概要

受託者は、以下に示すターゲット国での高度外国人材の育成状況等を十分に理解した上で、優秀な人材と県内中小企業等とのマッチング、日本語教育、入国サポートなど、企業が求める人材の確保に向けた総合的な支援を行うこと。

## 4 ターゲット国

ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」という。）をターゲットとする。

## 5 委託業務の内容

(1) ベトナムでの人材募集、企業の募集、合同面接会、個別面談の実施

### ①全般

- ベトナムの大学・大学院（令和6年度卒業予定又は卒業後5年以内を目安とする高度外国人材（以下、「人材」という。）と県内企業とのマッチングを行う合同面接会を連続2日間現地で実施すること。
- 人材とは、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、「技術・人文知識・国際業務」等を取得できる知識や能力を有している外国人材をいう。
- ベトナムの人材及び県内企業の募集、合同面接会の準備や運営、企業による選考や採用に対する支援など、それに係る一切の事業を行うこと。
- 合同面接会は、開催都市としてハノイを想定している。
- 人材及び企業の募集等については、令和6年5～7月頃の実施を想定している。
- 合同面接会の実施は、令和6年8～9月頃を想定している。

### ②人材及び企業の募集

- 募集要項等、人材を募集するための資料及び企業を募集するための資料（翻訳等の作業も含む）を作成すること。  
なお、企業が作成する「人材募集要項」については、本県での就職後のキャリアプランが在留資格に合致するかなどについて添削に努めること。
- 現地大学や現地の関係機関に対して広報活動を行うとともに、ウェブサイトやチラシ等を作成し、人材の募集を行うこと。
- 人材の募集にあたっては、現地大学や現地の関係機関と緊密に連携すること。
- 県内企業に対して広報活動を行うとともに、チラシ等を作成し、参加企業を募集すること。  
なお、三重県では、受託者と協議のうえ、必要に応じて、三重県HP、三重県Facebook、三重県X（旧Twitter）への掲載や経済4団体（三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県中小企業団体中央会、三重県経営者協会）、三重県産業支援センターを通じた広報を行うこととする。

- ・県内企業の募集チラシに県内企業の自己負担費用（海外渡航費・宿泊費等）を明示すること。
- ③企業を対象とした事前説明会の実施
- ・募集チラシ等作成後に県内企業が参加可否を判断するための事前説明会を開催すること。
  - ・合同面接会参加企業に対する合同面接会に関する事前説明会（宿泊場所、交通手段、合同面接会の運営方法、採用に向けた個別面談、人材の入国サポート、企業の自己負担費用など説明）を開催すること。

④合同面接会及び個別面談の実施

- ・人材に対する選考結果の通知など、人材や企業との連絡調整を緊密に行うこと。
- <合同面接会の実施>
- ・開催告知チラシや参加企業の情報をまとめた当日配布資料など合同面接会の実施に必要な資料を作成すること。
  - ・人材及び企業の応募書類の翻訳（ベトナム語から日本語、日本語からベトナム語など）を行うこと。
  - ・必要となる通訳（ベトナム語から日本語、日本語からベトナム語等）の手配を行うこと。
- <個別面談の実施>
- ・合同面接会で選定した人材について、採用に向けた個別面談を開催すること。
  - ・Zoom や Microsoft Teams 等のオンライン会議ツールを活用することとし、必要に応じて、企業に対してアプリ導入や利用に関する支援を行うこと。
  - ・個別面談の結果をふまえて、企業が採用者を決定する際の支援を行うこと。

(2) 日本語の学習プログラム等の実施

①全般

- ・企業から採用の内定を受けた人材を対象に、5か月程度の日本語の学習プログラムを実施すること。
- ・日本語の学習プログラムの実施は、令和6年10月から令和7年2月頃を想定している。
- ・日本語の学習プログラムの実施は、日本語教育に加えて、ビジネスマナーや日本で生活するための知識などを学ぶ内容も含めること。
- ・企業から採用内定を受けた人材に対して日本語教育プログラム受講に係る奨学金支給などを想定している場合は、委託費用に含めないこと。

②人材、企業のフォローアップ

- ・毎月、本県及び企業に対して、日本語の学習プログラムを受講している人材の学習プログラムの進捗状況等を報告すること。
- ・企業との関係性が希薄にならないよう、2ヶ月に1回程度は日本語の学習プログラムを受講している人材と企業とのウェブ面談などフォローアップに努めること。

(3) 人材の入国サポート

- ・日本語の学習プログラムを受講している人材を対象として、在留資格申請に係る必要書類の連絡・調整など、日本への入国に係るサポートを実施すること。（入国時のお迎えや生活立ち上げ等支援は含まれない。）
- ・在留資格申請書類など関係書類の作成において、人材や企業からの相談に丁寧に対応するように努めること。

(4) 人材の定着支援

- ・企業からの希望があれば、令和7年4月以降、本県に入国して就職した人材が安心して就労できる職場環境づくりに向けた取組を行うよう努めるとともに、これらに必要な経費は、活用を希望する企業の費用負担とすること。

## (5) 実施効果の測定・分析等

### ① アンケート結果の報告

- ・ 来年度以降の事業の参考にするため、合同面接会への参加者及び参加企業、企業から採用の内定を受けた人材に対して満足度等を測定するためのアンケート調査を実施し、結果を取りまとめること。なお、アンケート項目については、県と協議の上、決定すること。

### ② 業務の改善提案

- ・ 人材の受入促進に向けて、次年度以降の実施内容について、令和6年12月末までに業務成果を踏まえた改善提案を行うこと。

## (6) その他留意事項

- ・ ベトナムの関係法令を確認し、県及び参加企業に対して適切な助言を行うこと。

## (7) 管理調整業務

受託者は、業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、定期的に取り組状況等県の求めに応じて報告すること。

受託者は、仕様書に定めのないベトナムに関連する県事業に対し可能な範囲で協力すること。

## (8) 成果指標

- ・ 合同面接会への参加企業数 15社程度、企業から採用の内定を受けた人材 15名程度
- ・ 参加企業数15社までは委託費用の範囲内とする。
- ・ 企業から採用の内定を受けた人材は、1社1名以上で15名までは委託費用の範囲内とするが、それを超える場合は参加企業負担とする。

## 6 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

## 7 委託料の支払方法、時期等

### (1) 委託料の支払い方法、時期

委託料の支払は、原則、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。ただし、県が必要と認める場合は、受託者は前金払いを請求することができる。

### (2) 委託費の減額

前記5(8)の成果指標に満たない場合は、協議により参加企業数や内定者数に応じて、必要となる経費の実費相当分を委託費から減額をする場合がある。

### (3) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払停止若しくは既に支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還するものとする。また、上記により契約を解除した場合には、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

## 8 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

## 9 業務の進め方

### (1) 実施計画書の作成

① 受託事業者は、県と協議の上、実施計画書を作成するものとする。

② 受託事業者は、実施計画について変更が生じたときは、適宜県と協議を行い、事前の承認を得るものとする。

## (2) 事業の運営・管理にかかる総合調整

(1) で定めた実施計画に基づき、受託事業者は、ベトナムでの合同面接会の実施、日本語の学習プログラム等の実施、人材の入国サポートなど運営・管理にかかる総合調整を行うものとする。

## (3) 委託業務実績報告書の作成と提出期限

受託事業者は、全事業実施後、下記の①、②に留意し、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

### ① 提出期限

提出期限は、上記委託内容に掲げる人材の入国サポート最終実施日から起算して 30 日を経過した日または履行期限のいずれか早い日までとする。

### ② 事業実績報告書の体裁、部数、提出方法等

体裁は次のとおりとし、電子データ (CD-R 等) 1 部と紙 (A4 両面) 1 部を提出するものとする。

(ア) 業務概要説明書 (業務目的、体制、実施内容、実施計画、スケジュール等を記載)

(イ) 業務実施報告 (各業務の実施結果等をまとめた報告書：写真含む)

(ウ) アンケート結果

(エ) 日本語学習教材等 (日本語の学習プログラムで使用した教材及び資料)

(オ) その他、指示するもの

### ③ 納入場所 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課 地域雇用・勤労者福祉班

## 10 受託上の留意点

(1) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。

(3) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

(4) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間の保存が必要である。

(5) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項 (合理的配慮の提供義務) に準じ適切に対応するものとする。

(6) 受託者は、その他関係法令を順守すること。

## 11 その他特記事項

(1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等 (以下「暴力団等」という。) による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第 176 条、第 180 条及び第 184 条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

(4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するも

のとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。

(6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

(7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

(8) 企画提案コンペに係る選定の効果は、令和 6 年度当初予算発効時において生じるものとする。

## 12 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課

地域雇用・勤労者福祉班

TEL：059-224-2461

FAX：059-224-3024

E-mail：[syurou@pref.mie.lg.jp](mailto:syurou@pref.mie.lg.jp)

担当：三枝（みえだ）・松本